（別紙）

（１）　株式の取得及び保有の対象とする外国法人である農林漁業法人等（以下「外国法人」という。）の概要

外国法人の概要	
①名称	
②主たる事務所の所在地	
③代表者	

（２）　外国法人が国内事業者と密接な関連性を有するとともに、当該外国法人が営む事業又はその行う事業活動が当該国内事業者の事業の発展に寄与することについて

※１　国内事業者の概要（名称、所在地、代表者、事業内容等）について詳細に記載し、具体的にどのような関連性（取引、資本関係等）を有するかとともに、我が国の農林漁業又は食品産業の持続的な発展に対する寄与に関する具体的な目標を示すこと。
※２　国内事業者の概要及び具体的な関連性については、確認の参考となる書類を添えること。

（農地法施行規則の一部改正）

第二条　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請）	（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請）
第十条　（略）	**第十条**　（略）
２　令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	２　令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　権利を取得しようとする者が農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第五条に規定する承認会社（以下「承認会社」という。）が構成員となつている農地所有適格法人である場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し	四　権利を取得しようとする者が農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第五条に規定する承認会社（以下「承認会社」という。）が構成員となつている農地所有適格法人である場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し
五～十　（略）	五～十　（略）

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第三条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の範囲等）	（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の範囲等）
第六十七条　（略）	**第六十七条**　（略）
２　法第十一条の六十八第二項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務（農業協同組合のために行うものを含む。）とする。	２　法第十一条の六十八第二項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務（農業協同組合のために行うものを含む。）とする。
一～十七　（略）	一～十七　（略）